

「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」の一部改正

令和 7 年 7 月 15 日

(下線部分変更)

新	旧
(勧誘手法併用の禁止) 第 25 条の 5 正会員は、金商業等府令第 6 条の 3 各号に規定する方法以外の方法により、株主一元化クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。<u>ただし、特定投資家(個人を除く。)を対象とする場合は、この限りでない。</u> 付 則 この改正は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。	(勧誘手法併用の禁止) 第 25 条の 5 正会員は、金商業等府令第 6 条の 3 各号に規定する方法以外の方法により、株主一元化クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。